

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	屋外広告物許可及び啓発事業
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 昭和27年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03040300
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	建築住宅係	
記入者氏名	石崎 有希子	
電話番号	0765-23-1031	

政策体系上の位置付け	コード2	413033
政策の柱	第4章 自然と共生する魅力あるまち	
政策名	第1節 自然環境と調和したまちづくり	
施策名	3. 景観の保全と創造	
区分	道路景観	
基本事業名	屋外広告物の規制及び指導の推進	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要 (どのような事業か)		実績					計画				
屋外広告物法 (昭和24年法律第189号)の規定に基づき、①良好な景観を形成し、又は風致を維持すること、②公衆に対する危害を防止することの2つの目的から屋外広告物の規制を行う。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・屋外広告物 (広告物又は広告物を掲出する物件) を設置しようとする人 ・市内の事業所 ・市民	対象指標	① 申請件数	件	48	45	40	40	40		
			②								
			③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> ・広報やホームページに掲載し、市内全世帯への周知を図る。 ・市内屋外広告業者に富山県屋外広告物ガイドラインを送付。 ・更新の案内を送付。・違反広告物の簡易除却を実施した。 *平成22年度の変更点 国道、及び主要地方道沿いの屋外広告物の調査を実施予定。	活動指標	① 審査件数	件	48	45	40	40	40		
			② 更新案内送付件数	件	17	32	12	33	12		
			③ 違反パトロール回数	回	9	10	5	5	5		
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・屋外広告物の設置を適法に行わせる。 ・市民の屋外広告物への理解を深め、景観や街づくりに対する意識を高める。 ・違反広告物や違反広告業者を減少させる。	成果指標	① 許可件数	件	48	45	40	40	40		
			② 違反広告件数	件	47	47	30	30	25		
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 花と緑豊かな街並みが形成され、だれもが北アルプス立山連峰と富山湾の眺望を楽しむことができるまちづくりと景観形成を望まれる市民の意識が高まっています	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) ・良好な美観を維持し、違反広告物の公衆に対する危険の防止を図るため。 ・違反広告物が街並みの景観を阻害していた。 ・魚津市は昭和27年4月1日から		財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	1,982	0	0			
			(2)地方債 (千円)	0	0	0	0				
			(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0				
			(4)一般財源 (千円)	0	0	0	0				
			A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)	0	0	1,982	0				
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) ・社会的にも景観行政に注目されつつあるが、屋外広告物に対する認識がまだ低いため、もっと啓発していかなければならない。 ・県条例が平成21年秋に改正され、許可基準がかなり変更されるので、事前に内容等の周知を図り、これを機に市民や市内事業者へ屋外広告物の理解を深めてもらう必要がある。			①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2				
			②事務事業の年間所要時間 (時間)	940	940	1,000	1,000				
			B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	3,953	3,953	4,205	4,205				
			事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)	3,953	3,953	6,187	4,205				
			(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205				
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) ・行政の立場と市民の立場から見る屋外広告物の観点が違うため、禁止地域である北陸自動車道の魚津インター付近に観光用看板をつけて欲しいと市民から要望があった。 ・違反広告物を除却する際に係る費用を補助してもらいたいとの意見が看板業者からあった。		◆県内他市の実施状況	<input checked="" type="radio"/> 把握している	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) ・県主催の担当者会議等において、現状を話し合っている。							
			<input type="radio"/> 把握していない								

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明 屋外広告物は景観の一部を形成しているため、美しい景観の保全に関与している。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 屋外広告物法 (昭和24年法律189号) 富山県屋外広告物条例 (昭和39年富山県条例第66号) 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年富山県条例第50号) 第2条別表 1 の24の規定	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 屋外広告物に関する市民や業者への啓発を推進することにより、許可申請の件数の増加と違反広告物の減少が見込まれる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで今より効果が高まる可能性のある他の事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在の事務処理方法は適切であるため
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在の事務処理方法は適切であるため

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 屋外広告物の許可申請を掲出する業者から、魚津市手数料条例に基づき市が手数料をとっており、受益者はいない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 特定の受益者はいない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり				
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり				
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり				
(2) 今後の事務事業の方向性					
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度			
年度					
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止					
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善					

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性	
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	①県の条例改正 (21年12月) に伴い、新しい基準などについて市民及び事業者に対し周知啓発を図っていく。 ②新基準に合致しない違反広告物の把握をし、違反広告物の台帳整理を行う。	コストの方向性 増加
	中・長期的 (3～5年間)	県内で連携を図り違反広告物の是正の指導をしていく。不公平感が出ないように指導していかなければならない。	成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

県から権限委譲されている事務であるため、現状維持が妥当。 ただし、現状の屋外広告物の規制基準が景観保全に真に有効であるかどうかの検証は必要である。 例えば、現状で許可される野立看板のサイズが規制内であるが非常に大きく景観を阻害している箇所はないかなど。 仮に、このような事例がある場合は、県に基準の見直しを働きかけていく必要がある。	二次評価の要否 不要
---	---------------